

東北地方整備局 入札監視委員会（第一部会・再苦情処理会議） 審議概要

開催日及び場所	令和元年11月11日（月） 東北地方整備局 会議室	
委員	部会長 鈴木 覚 【弁護士】 部会長代理 大泉 太由子 【(一社)東北圏地域づくりコンソーシアム 理事】 委員 西村 修 【(国)東北大学大学院 工学研究科 教授】	
再苦情対象案件	1件	
工事	一般競争入札	1件
	工事希望型競争入札	0件
事	指名競争入札	0件
	随意契約	0件
再苦情申立概要	工事件名 区界道路トンネル非常警報設備工事 工事種別 通信設備工事 契約方式 一般競争入札 申立者 能代電設工業（株） 公告年月日 令和元年 7月11日 苦情申立日 令和元年 9月 5日 苦情回答日 令和元年 9月19日 再苦情申立日 令和元年 9月30日	
委員からの意見・質問、それに対する説明・回答	別添のとおり	

質 問 等	説明・回答
<p>2) 審議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年9月5日の苦情申立に対する回答が抽象的で、具体的な理由、説明等が記載されていない。加点されなかった理由、運用のルール等、具体的な説明がなされていればこのような再苦情ということはなかったのではないか。 ・表彰の対象となった工事は、平成26年度発注工事だが、表彰が平成27年度以降であれば、入札説明書に記載している「東北地方整備局発注工事の平成27年度以降の優良工事表彰の有無」の「有」に該当するということか。 ・表彰の対象となった工事の技術者が、工期途中で変わっているが、その技術者は表彰を受けてはいないのか。 ・再苦情案件における配置予定技術者として申請したのがA氏ということか。 ・変更契約をしているが、工期を延長しているのか。 ・申立人は、表彰された工事を担当した技術者が、他事務所では評価され、加点されていることを理由に再苦情申立を行っている。実施工程表の見方によっては、平成27年5月末で主たる工種が終わったとの解釈はできないのか。 ・変更契約により、工期を延長しているが、工期の考え方を申立人は理解していないのではないか。 ・「全期間」という言葉を、言葉通りに受け取ると、担当した技術者としての評価はなされないというのが妥当だと思うが、今回の申立工事以外の、加点した工事の評価をどのように説明するのか。 	<p>手河川国道事務所においては「主たる工種の全期間」、これに従事していないものと判断し加点しなかったものであり、それに関し東北地方整備局としても妥当なもの認め、落札者とはならないと考えているところです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・回答にあたっては、個別の項目の評価結果を公表できないことから、岩手河川国道事務所では、総合的な評価の結果として、評価値が他者より低かったとの回答としたものです。 ・表彰された年度が平成28年度ですから該当します。 ・平成28年度の表彰は、「工事」そのものです。技術者は、その表彰された「工事」の「主たる工種の全期間」に従事していれば評価の対象となります。 ・そのとおりです。A氏を評価するにあたって、表彰された工事の実施工程表で確認した結果、「主たる工種の全期間に従事」していなかったため、岩手河川国道事務所においては、加点の対象としないという判断をしております。 ・工期延長も含め、新たな工種が増えたということもあります。 ・道路情報表示設備の基数は複数あり、4月に完成していたもの、5月に完成していたものもありますが、工事の全期間、従事していたかを見た場合従事していないと判断しています。 ・入札説明書には「全期間」と明記しています。 ・確かに他事務所の工事において、加点評価をしておりますので、申立てを行ったと思われませんが、これらは、全て、事務所発注工事でありますので、各事務所での評価の判断を行っております。

質 問 等	説明・回答
<p>・昨年度も岩手河川国道事務所発注工事で評価をしていない工事があるが、どういった事情か。</p> <p>・「工事実績情報システム (CORINS)」に登録されたデータで、主たる工種の全期間に従事したことが確認できない場合は、従事したことが確認できる資料を提出すること、とはどういうことか。</p> <p>・申請者が、全期間従事したことを確認できる資料を提出しなければならないのか。</p> <p>・申立人が根拠としている全ての工事において同じ資料が提出されているということか。</p> <p>・この「主たる工種」の言葉ですが、一番明確にすれば「受注した工事の全期間」という表現がわかりやすいと思われるが、「主たる工種」以外ということになれば、本案件の場合ではどの部分になるのか。</p> <p>・新規発注工事の場合で、工事の中に「主たる工種」でないものが含まれることはあるか。</p> <p>・「主たる工種」の考え方が、事務所によって解釈が異なることについてはいかがなものかと思われる。本案件の場合、過去に当該技術者が評価されていた事実がある。申請する側は、期待をして申請してきており、それに対して明確な説明ができないといけない。それを申請者側の勘違い、理解が足りなかったとは、言い難いと思うがいかがか。</p> <p>・岩手河川国道事務所については理解したが、その一方で、それぞれの事務所で判断することのお話であったが、それは今後ともそのような方針ということか。</p> <p>・事務所発注工事については、事務所の裁量の部分もあるが、統一するところはルールに則って、運用解釈も定義もきちんと対応していくということよろしいか。</p>	<p>・考え方は同じです。</p> <p>・通常であれば、CORINS をみれば確認できますが、今回のように技術者が途中で変わったり、工種が多いと確認が困難になるため、主たる工種の全期間従事したことを確認できる資料、今回なら実施工程表を申立人が提出しています。</p> <p>・そのとおりです。</p> <p>・そのとおりです。</p> <p>・本案件であれば「光ケーブル敷設工」という工種がありますが、この工種は変更契約により増となった工種であり、この工種が該当します。</p> <p>・トンネル工事を例にすれば、トンネル工事とあまり関係の無い工種を含めて発注することなどがあります。</p> <p>・岩手河川国道事務所では、昨年度も同様に加点評価していません。今回の案件は、岩手河川国道事務所の発注の案件で、評価の考え方については、同じ考え方をもって評価がされています。</p> <p>・事務所間で解釈が異なっていることは、今回、再苦情申立書の資料も含めてわかったことです。それについては、入札説明書において対応できるかも含め、今後考えていく必要があると考えております。</p> <p>・今回、この処理会議の中でのご意見を踏まえて今後の対応を考えて行きたいと思っております。</p>

質 問 等	説明・回答
<p>【審議結果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・審議の結果、本件、再苦情申立請求については棄却されるのが相当である。 <p>付帯的意見として</p> <ul style="list-style-type: none"> ・回答するにあたって改めて評価点の考え方、棄却すると相当とした理由、経緯について、十分な説明をしていただきたい。 ・併せて、今後の入札説明書における評価点、加算点の対象項目について、疑義が残らない記載並びに運用解釈の統一についてもご留意、ご検討いただきたい。 	